公共下水道管渠内 TV カメラ調査等業務委託(単価契約)特記仕様書

1.業務手順

- (1)委託者から作業指示書(別紙様式1)により発注
- (2)受託者にて現地確認及び調査(必要に応じて委託者と調査方法等の協議を行うこと。)
- (3)調査業務実施
- (4)業務完了後、委託者へ作業報告書(別紙様式2)位置図、写真、実績報告書(別紙様式3) 実施工程表、交通誘導警備員集計表(別紙様式4) 安全訓練実施状況、必要に応じ、その他書類(作業日報等)を提出
- (5)委託者より提出書類の確認を受ける

2.業務委託料の支払い

受託者は、完了した業務について、月単位で委託料の支払いを請求することができる。 請求する場合は、前月までの作業報告書等を整理し、翌月10日までに完了届(別紙 様式5)を用い、作業報告書等を添付し委託者に通知しなければならない。

3. その他

受託者は、仕様書に明記されていない事項及び現場作業において、疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、指示を受けなければならない。